

制度の現状・背景

- ヤングケアラーについては、支援体制の強化等の対策を進めてきているが、ヤングケアラーへの支援について法律上明確な根拠規定が設けられていない。
- こども大綱においても、「要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる」とされているように、ヤングケアラー等の子ども・若者への効果的な支援を行うためには、両協議会の連携を推進していくことが重要。



改正のイメージ（案）

- 子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国及び地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記することとしてはどうか。
- また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものと規定してはどうか。

（公布日施行を想定）